

# 砥部町個人情報保護条例の廃止及び砥部町個人情報保護法施行条例の制定について

## 【概要】

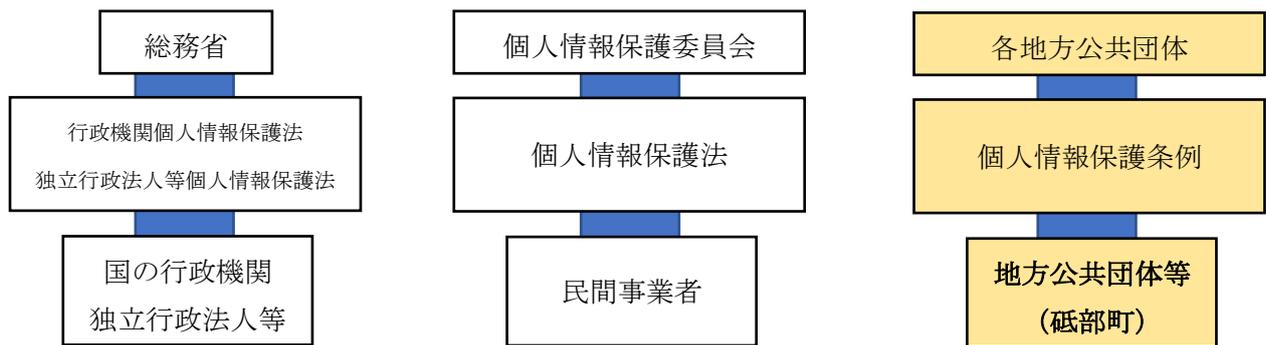
### 1 条例廃止・制定の理由

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を図るため、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）が改正されました。

本町における個人情報の取扱いは、砥部町個人情報保護条例（以下、「現行条例」という。）に基づき運用していますが、令和5年4月からは法に基づく運用となるため、現行条例を廃止するとともに、法の規定に基づき、町が定めるべき事項などを定めるために、新たに「砥部町個人情報保護法施行条例（以下、「新条例」という。）」を制定するものです。

## 【体系イメージ】

### 【現行】



### 【改正後】



## 2 新条例に規定する内容

### (1) 実施機関（第2条）

新条例を適用する実施機関は次のとおりです。

- ・町長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)
- ・教育委員会
- ・選挙管理委員会
- ・監査委員
- ・農業委員会
- ・固定資産評価審査委員会

### (2) 個人情報ファイルの保有（第3条）

現行条例において、本町では個人情報の取り扱いに関しては「個人情報事務取扱簿」として、事務単位で管理運用していますが、新法では、個人情報が搭載されたファイル単位による「個人情報ファイル」により管理することとされています。新条例第3条では、個人情報ファイルの保有に関する事前通知や、変更、廃止などに関して規定しています。

### (3) 開示請求に係る手数料（第4条）

現行条例と同じく、開示請求に係る手数料の額は無料とし、実費負担として、写しの作成その他の交付に要する費用の負担を規定しています。

### (4) 審査会への諮問（第5条）

本条例の改廃のほか、安全管理措置の基準や個人情報の運用に関する細則を定める場合は、審査会への諮問を要することとしています。

## 3 条例に規定しない内容

### (1) 条例要配慮個人情報

新法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が「要配慮個人情報」として規定されています。このほかに地域の特性等に応じて、条例で独自に「条例要配慮個人情報」を規定することができますが、本町の実情として、条例要配慮個人情報の規定を設けるべき特段の実情がないことから、本町では条例に規定していません。

### (2) 保有個人情報の開示請求の決定及び延長期限

新法では、開示決定は、「開示請求があった日から30日以内になければならない」とされていますが、「地方公共団体が条例で定めることにより、開示決定の期限を30日より短くすることができる」とされています。

本町では、これまで開示決定の期限を「開示請求があった日から起算して15日以内」としていましたが、本町では、法と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないことから、新法に準じた取扱いとするため、条例では規定していません。

### (3) 行政機関等匿名加工情報

行政機関等特命加工情報とは、行政機関が保有する個人情報を、特定の個人が識別することができないように加工した個人情報のことを言います。民間の研究機関や、事業者等に提供等を行うことで、より利便性の高い商品や、サービスの提供につながるものと期待されており、新法において規定が設けられましたが、都道府県及び政令指定都市においては義務化されているのに対し、市区町村は任意であるため、本町では、現状において規定を設けるべき特段の事情がないことから、規定しません。

### (4) 個人情報ファイル簿以外の帳簿

新法では、個人情報が記載されたファイルごとに「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが義務付けられています。本町では、これまで、事務単位の個人情報の利用状況を記載した「個人情報取扱事務簿」による管理を行ってきましたが、令和5年度からは、新法の規定に準じた取扱いとするため、「個人情報取扱事務簿」は廃止します。ただし、これまで管理運用した「個人情報取扱事務簿」の内容は、「個人情報ファイル簿」に引き続き掲載することとし、これまでの管理レベルを落とすことなく、運用する取扱いとします。

## 4 スケジュール

- 12月下旬 パブリックコメントの募集
- 2月上旬 パブリックコメント結果の公表
- 2月下旬 令和5年砥部町議会第1回定例会に条例案を提案予定
- 3月中旬 条例公布
- 4月1日 条例施行